

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月23日
【会社名】	株式会社ディ・アイ・システム
【英訳名】	D. I. System Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富田 健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 関亦 在明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 富田健太郎及び代表取締役副社長 関亦在明は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生の可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全体的な統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性並びにその発生の可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは、主としてシステムインテグレーション事業、及び教育サービス・セキュリティソリューション事業より収益を獲得しており、重要な事業拠点を選定するための量的指標は、事業の収益活動の規模を示す売上高（連結会社間取引消去後）が適切であると判断いたしました。各事業拠点の当連結会計年度の予想売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、その概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」と選定いたしました。なお、当連結会計年度の連結売上高に照らしても評価範囲が十分であることを確認しております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価、仕掛外注加工費、及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。売上高、売掛金については、企業の収益獲得活動そのものに関連するため、また売上原価、仕掛外注加工費、買掛金については、売上高を決定するうえで重要な構成要素を形成しているため企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には、賞与引当金、退職給付引当金、及び税効果会計に係る業務プロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年9月30日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。